石川県金沢市桐山町
ヨ　一五六番二　標柱一号
　一七〇番　標柱二号
レ　三一番　標柱三号
ヨ　一六五番　標柱四号
　一四五番　標柱五号
ケ　七番　標柱六号
　一番　標柱七号
四　石川県三国山地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域
石川県河北郡津幡町字下河合
辰　二番　標柱一号
ム　一四五番一　標柱二号
寅　四番二　標柱三号
卯　一番　標柱四号
　七番　標柱五号
ム　一九九番　標柱六号
卯　一九番　標柱七号

○農林水産省告示第二千七十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十七年九月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　青森県芦**蕪**地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から平成十一年七月二十一日農林水産省告示第九百二十四号で指定した芦**蕪**地すべり防止区域の境界線に沿って標柱二号に至る線、標柱二号から字界線に沿って標柱三号に至る線、標柱三号から標柱七号までを順次結んだ線、標柱七号から深浦山国有林界に沿って標柱八号を至る線及び標柱一号から字界線に沿って標柱八号に至る線に囲まれた区域
青森県西津軽郡深浦町
大字長慶平字西芦**蕪**　一番二　標柱一号
大字上長慶平字薄月　二九番　標柱二号
　二四番一　標柱三号
大字深浦字深浦山国有林三〇五二林班は小班　標柱四号
　ろ一小班　標柱五号
大字上長慶平字薄月　一番一　標柱六号
　九番　標柱七号
　標柱八号
二　新潟県橋立地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号（橋立地すべり防止区域（昭和四十三年八月二十七日農林省告示第千三百三十八号）標柱五号）までを順次結んだ線、標柱四号から橋立地すべり防止区域の境界線に沿って標柱五号（橋立地すべり防止区域標柱一号）に至る線、標柱五号と標柱六号を結んだ線及び標柱一号から青海川砂防指定地（昭和四十年七月二十一日建設省告示第千九百三十四号）の右岸境界線に沿って標柱六号に至る線に囲まれた区域
新潟県糸魚川市大字橋立
　字ビリソ　五二五七番　標柱一号
　　五三六七番　標柱二号
　字東狭平　八〇七五番二　標柱三号
　字キツ子ツカ　六二四七番一　標柱四号
　字大久保　五八九一番一　標柱五号
　字舩山　五八三〇番　標柱六号
三　兵庫県養父市大久保地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号（大久保地すべり防止区域（昭和六十一年三月十七日農林水産省告示第四百三号）標柱十号）を結んだ線、標柱二号から大久保地すべり防止区域の境界線に沿って標柱四号（大久保地すべり防止区域標柱八号）に至る線、標柱四号と標柱五号を結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域
兵庫県養父市大久保字上アカズヘ
　一五五一番　標柱一号
　　標柱二号
　　標柱三号
　一五五二番　標柱四号
　一五五一番　標柱五号

○国土交通省告示第九百八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、長野県が行う次の土地分類基本調査を、平成二十七年八月二十日付をもって国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年九月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

調査を行う者の名称	調査地域（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図のうち左記図幅内の地域）	調査期間
長野県	市野瀬、時又（長野県の区域に限る）	指定の日から平成二十八年三月三十一日まで

○国土交通省告示第九百八十八号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇七三号	小林　毅洋	北海道	平成二十七年八月十七日	東京湾水先区
第三〇〇〇七四号	田部井裕美	群馬県	平成二十七年八月十七日	東京湾水先区
第三〇〇〇七五号	上沼　尚大	長野県	平成二十七年八月十七日	東京湾水先区
第三〇〇〇七六号	西村　望	京都府	平成二十七年八月十七日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇七七号	分部　久	富山県	平成二十七年八月十七日	大阪湾水先区
第三〇〇〇七八号	**脇**田　礼三	大分県	平成二十七年八月十七日	大阪湾水先区
第三〇〇〇七九号	坂下　純一	兵庫県	平成二十七年八月十七日	大阪湾水先区
第三〇〇〇八〇号	郡司　浩志	千葉県	平成二十七年八月十七日	関門水先区